

# 「犯罪被害者等支援条例」 について



犯罪被害者等支援シンボル  
マーク「ギュっとちゃん」

# 犯罪被害者等支援の推移（国）

- ▶ S49 三菱重工業ビル爆破事件  
～犯罪被害給付制度の必要性を議論～
- ▶ S55 犯罪被害者等給付金支給法制定
- ▶ H7 地下鉄サリン事件  
～犯罪被害者等の精神的被害の必要性を議論～
- ▶ H16 犯罪被害者等基本法制定
- ▶ H17 犯罪被害者等基本計画策定
- ▶ R3 第4次犯罪被害者等基本計画策定

# 犯罪被害者等支援の推移（岩手県）

- ▶ H9 岩手県犯罪被害者支援連絡会設置
- ▶ H13 （公社）いわて被害者支援センター設立
- ▶ H19 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定（第15条に犯罪被害者等に対する支援を規定）
- ▶ H20 岩手県犯罪被害者等支援指針策定
- ▶ H29 「はまなすサポートセンター」運用開始
- ▶ R4 岩手県犯罪被害者等支援指針改定

# 犯罪被害者等基本法（H16成立）

## 第5条 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



### ➤ 県や市町村においても、国と同様、基本的施策として 広範な施策を実施

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 居住の安定（第16条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）など

# 犯罪被害者等基本計画（R3.4～R8.3）

## 第4次犯罪被害者等基本計画

### 第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 被害者参加制度の創設・拡充
- ・ 全都道府県へのワンストップ支援センターの設置
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・ 全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

### 第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- 性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

### 第4次犯罪被害者等基本計画のポイント

#### ① 地方公共団体における犯罪被害者等支援

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施
- 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用

#### ② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化
- 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

#### ③ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

- 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実
- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

#### ④ 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- 被害者支援連絡協議会等における連携の推進
- 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援
- インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

# 条例制定の背景

## 【本県における犯罪被害の状況】

- 過去10年間の刑法犯認知総数は減少傾向にあるが、殺人、強盗や不同意性交等の凶悪犯罪は、毎年一定数発生しているほか、ストーカーや配偶者暴力等の認知数は高止まりの状況にある。

## 【誹謗中傷等の二次被害への対応】

- 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等により行われる誹謗中傷等のいわゆる二次被害が社会問題となっている。

## 【支援に係る体制構築・連携強化】

- 市町村や民間支援団体が犯罪被害者等支援における重要な主体であることを踏まえ、県が更なる支援を行うことが必要である。
- 犯罪被害者等が必要とする支援を行うため、有識者等の意見を施策に反映する仕組み、定期的な見直しを行う仕組みの構築が必要。

## 【第1条】

この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

# 条例における用語の定義

## 犯罪被害者等

- 犯罪等（犯罪とこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 犯罪等とは、殺人や強盗、傷害、窃盗、詐欺等のほか、ストーカー、児童虐待等が含まれる。

## 犯罪被害者等支援

- 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること。

## 二次被害

- 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等をいう。

## 民間支援団体

- 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体



# 条例の概要

## 1 目的（第1条）

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。

## 2 定義（第2条）

○犯罪被害者等 ○犯罪被害者等支援 ○二次被害 ○民間支援団体

## 3 基本理念（第3条）

犯罪被害者等支援は、

- ・犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するという認識の下に行われること。
- ・犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む）、置かれている状況等に応じて適切に行われるとともに、支援により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮すること。
- ・国、県及び市町村が行う公助を基本とし、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われること。
- ・県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携し、協力することにより行われること。

## 4 県の責務、県民の役割（第4条、第5条）

県の責務（第4条）

国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と連携を図り、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。

県民の役割（第5条）

- ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることがないよう十分配慮すること。
- ・県及び市町村が実施する支援施策に協力するよう努めること。

## 5 犯罪被害者等支援に関する計画（第6条）

○計画に定める事項

- ・犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- ・実施すべき犯罪被害者等支援に関する施策
- ・支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○意見の聴取

- ・計画を定めようとするときは、あらかじめ県民の意見を反映するための措置を講ずるとともに、審議会の意見を聴くこと。

## 6 市町村、民間支援団体に対する支援（第7条、第8条）

市町村に対する支援（第7条）

市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

民間支援団体に対する支援（第8条）

民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

## 7 施策の実施状況の公表（第9条）

毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表する。

## 8 財政上の措置（第10条）

犯罪被害者等支援の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。

## 9 審議会の設置等（第11条～第17条）

審議会の設置（第11条）

犯罪被害者等支援に関する施策の推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県犯罪被害者等支援審議会を設置する。

審議会の組織（第12条）

委員10人以内をもって組織し、犯罪被害者等支援に従事する者、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

意見の聴取（第15条）

審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

その他、審議会の運営等に必要な事項を規定（第13、14、16、17条）

## 10 附則

○施行日 令和6年4月1日

○本条例の制定を踏まえ、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第15条（犯罪被害者等に対する支援）を削ること。

# 条例のポイント

## 1 犯罪被害者等支援に関する計画の策定

- 必要な支援が途切れることなく提供できる体制の確保
- 県、市町村、民間支援団体等の各主体が実施する具体的な支援施策を含めた計画の策定
- 計画に基づき実行した施策の進捗管理及び評価の実施

## 2 審議会の設置

- 計画の策定や必要な支援施策について、専門的な見地から調査審議を行う附属機関として、審議会を設置
- 審議会委員は、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者、福祉関係、犯罪被害者等御遺族、民間支援団体、行政等10人以内とする

# 全国の条例制定・見舞金制度等の導入状況

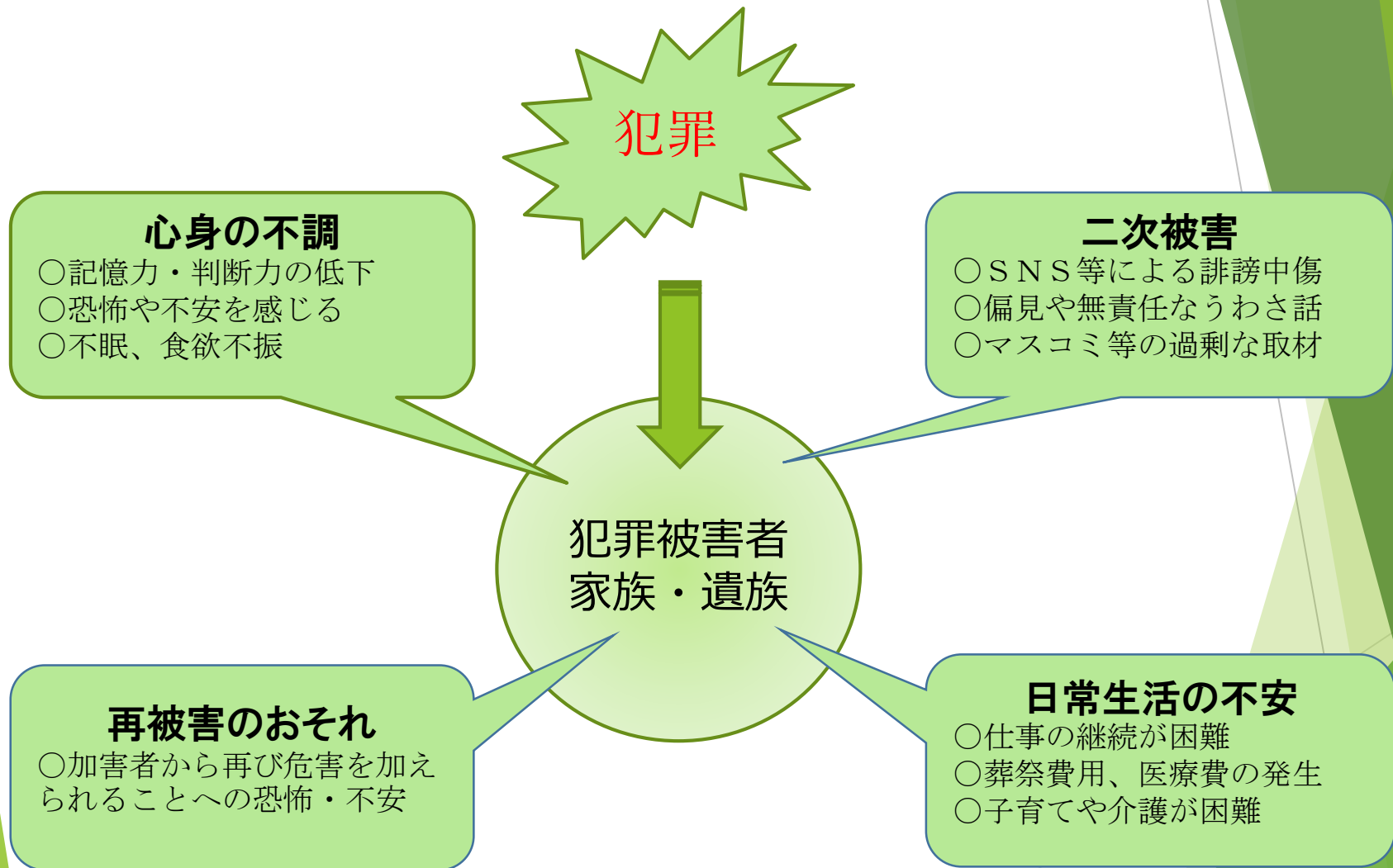
	特化条例 等制定数	見舞金制度 導入数	貸付金制度 導入数
都道府県（47）	46	16	3
政令指定都市（20）	13	14	1

※都道府県において、市区町村の見舞金支給に補助を実施している県が、上記以外に福島等4県ある。

都道府県	市区町村数	特化条例 制定数	見舞金制度 導入数	貸付金制度 導入数
青森県	40	7	6	0
岩手	33	0	0	0
宮城	34	34	34	0
秋田	25	25	25	0
山形	35	8	6	0
福島	59	17	21	0
全国	1,721	606	631	10

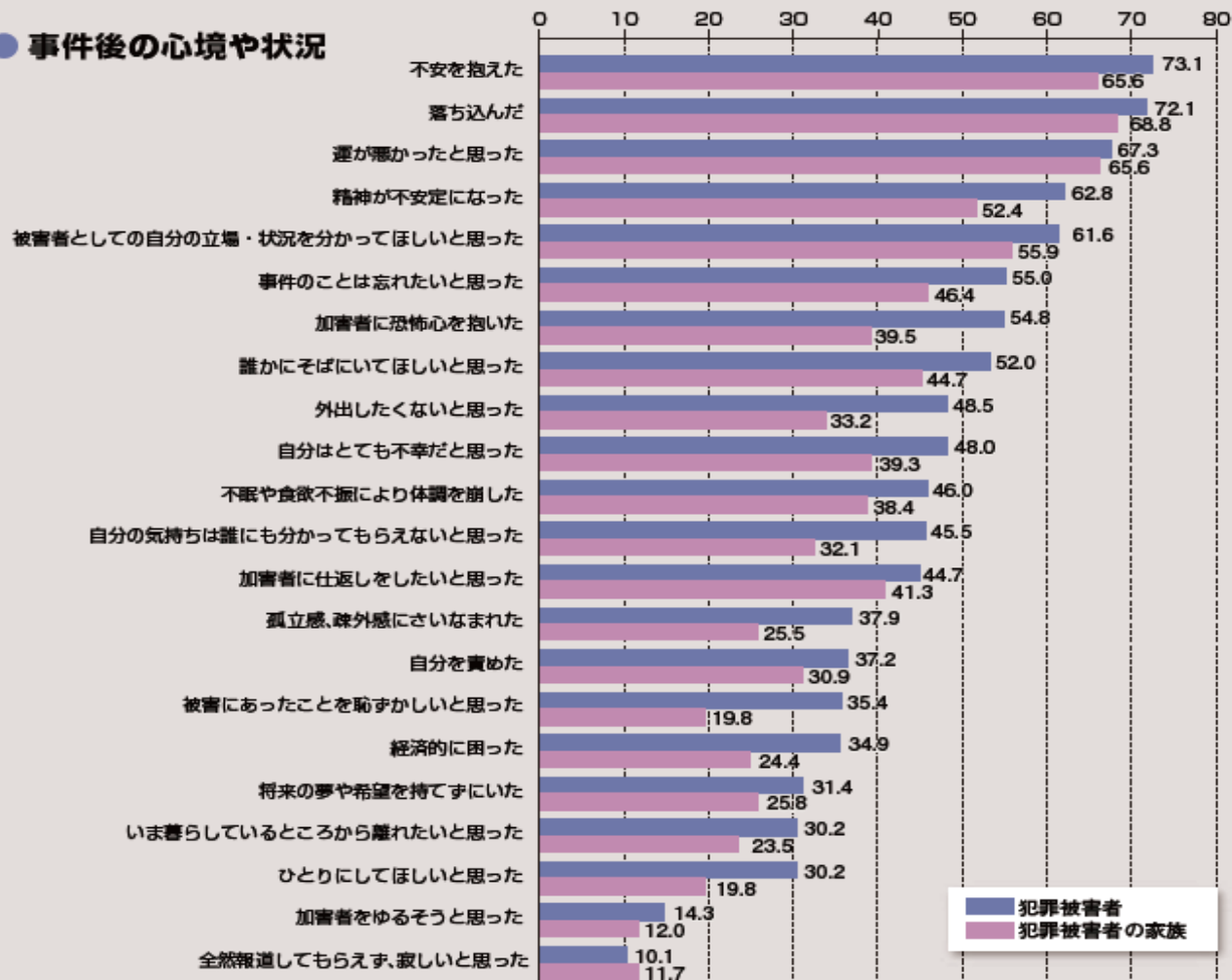
※令和5年版犯罪被害者白書に基づくデータ（警察庁HP）

# 犯罪被害者等が置かれる状況



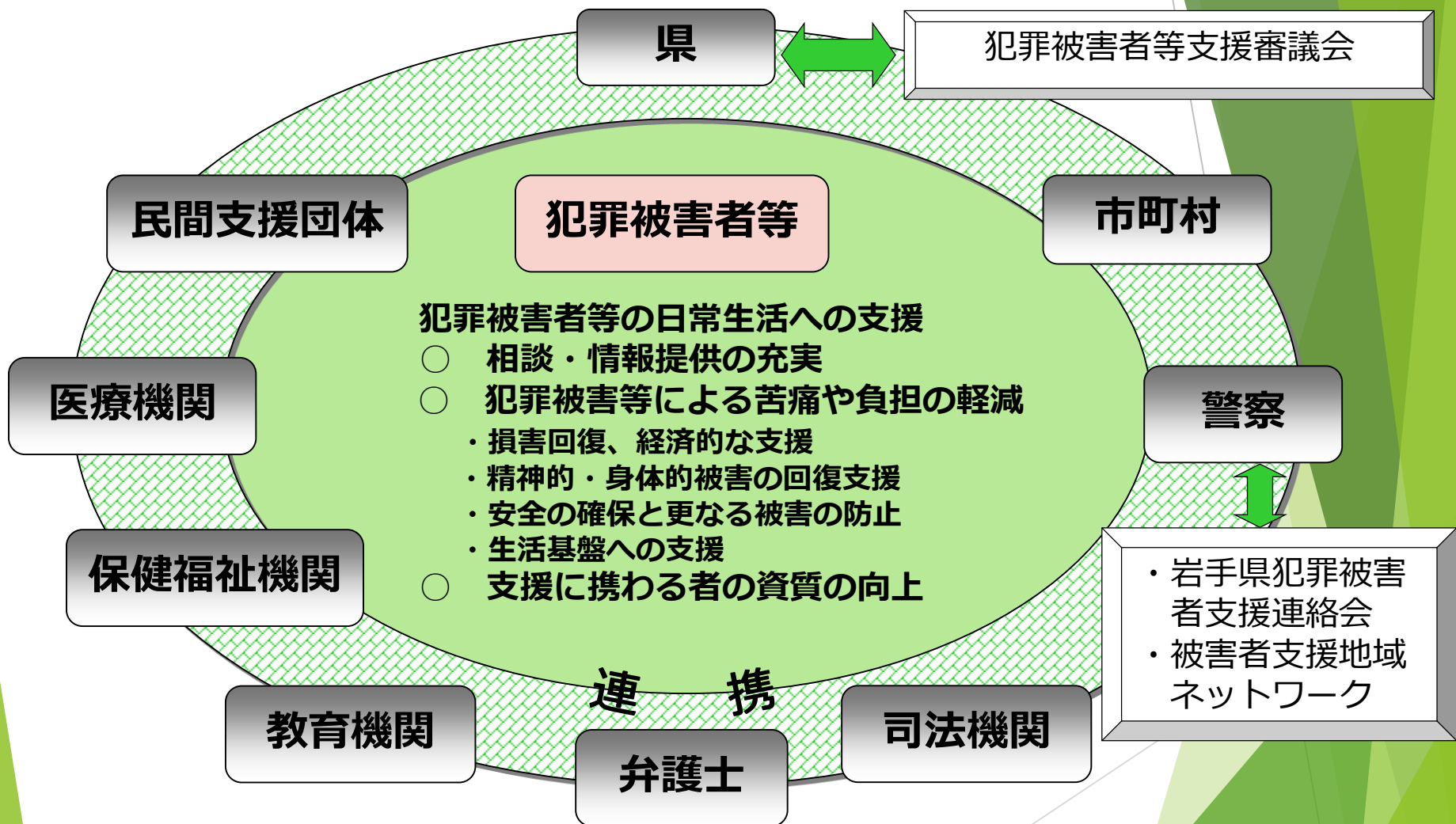
# 犯罪被害者等の事件後の心境や状況

## ● 事件後の心境や状況



※内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」3-3-(1)「事件後の心境や状況」による。

# 関係機関・団体との連携



## 犯罪被害者等の日常生活への支援

- 相談・情報提供の充実
- 犯罪被害等による苦痛や負担の軽減
  - ・ 損害回復、経済的な支援
  - ・ 精神的・身体的被害の回復支援
  - ・ 安全の確保と更なる被害の防止
  - ・ 生活基盤への支援
- 支援に携わる者の資質の向上

## 犯罪被害者等を支える社会づくり

- 犯罪被害者等の権利保護
- 途切れることのない必要な支援の提供

# 県民の役割

## 1 犯罪被害者等への理解

- 犯罪被害者等が置かれた状況や支援の必要性に対する理解に努める
- 心身の不調による学業・仕事への影響に関する理解
- 犯罪被害者等となった従業員の休暇取得（受診、裁判等）への配慮

## 2 二次被害の防止

- 二次被害を生じさせることがないように十分配慮する
- SNS等による誹謗中傷を行わないようにする
- 学校、事業所、近所での噂話も二次被害につながることに注意する

# 国の動向（R5.6犯罪被害者等施策の一層の推進について）

## 1 【犯罪被害給付金制度の抜本的強化に関する検討】

- 遺族給付金につき、支給最低額の一律引上げ、支給額の増額（R6.4提言）

## 2 【犯罪被害者等支援弁護士制度の創設】

- 法務省が主管となり2026年までに施行の見通し

## 3 【国における司令塔機能の強化】

- 警察庁の専従課新設、職員の増員、地方公共団体アドバイザーの配置など

## 4 【地方における途切れない支援の提供体制の強化】

- 18ページ以降で説明

## 5 【犯罪被害者等のための制度の拡充等】

- 厚生労働省、文部科学省等から通知発出済み



# 今後の犯罪被害者等支援体制

## 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 取りまとめ（概要）

### 開催経過・構成員

- （開催経過）**  
令和5年9月（第1回）～令和6年4月（第8回）
- （有識者）** ※敬称略・五十音順、◎：座長
- ◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
  - 太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
  - 武 るり子 犯罪被害者遺族
  - 野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
  - 前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
  - 和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事
- （関係府省庁）** 警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
- （事務局）** 警察庁

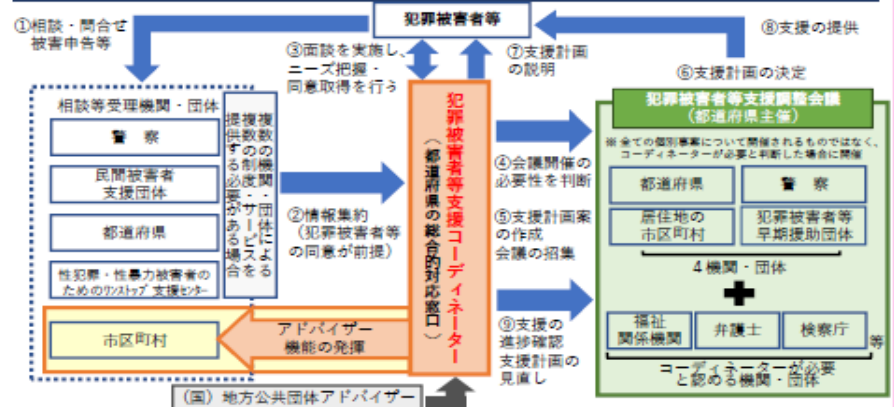
### 第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

- 【国】**～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施  
 ・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等  
 ・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置
- 【都道府県】**～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進  
 多機関ワンストップサービスの中核的役割
- 【市区町村】**～域内の犯罪被害者等施策の推進  
 生活支援のための各種制度・サービスの実施主体
- 【都道府県警察】**～犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握  
 ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し
- 【民間被害者支援団体】**～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援  
 初期から中長期にわたる支援
- 【その他の関係機関・団体】**
- （共通）**  
 ・多機関ワンストップサービスに参画  
 ・犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供

### 第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

- 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化
  - ・ 条例制定・計画策定の促進
  - 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の**情報提供の充実**
  - ・ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化
  - 方策：連携強化等に関する**好事例、先進的取組の紹介**
- 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現
  - ・ 多機関ワンストップサービスの在り方（右図参照）
  - ・ 機関内ワンストップサービスの在り方
  - 方策：**地方公共団体職員向け研修**の実施・研修素材の提供  
**コーディネーター向け専門的研修**の実施  
**地方公共団体アドバイザー**の配置・運用  
**専門的知見・ノウハウの活用**  
**手引き**の作成・提供  
**ワンストップサービス実現のための援助の検討**

#### 先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み（例）



### 第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

- 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化
  - ・ 既存の各種制度・サービスの活用
  - ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化
  - 方策：提供する**機関・団体間の連携強化**、制度・サービスの**継続的な周知**  
**特化制度・サービスの導入検討**に資する**情報の集約・提供**
- 犯罪被害者等支援におけるDX推進
  - ・ 犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上
  - 方策：犯罪被害者給付制度の裁定申請等**手続のオンライン化**  
**犯罪被害者等のためのポータルサイト**の充実  
**オンライン面接等**の活用  
**支援者向けのポータルサイト**の開設  
**支援者向け研修におけるオンライン**の活用

※地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会とりまとめ（警察庁HPより抜粋）

ご清聴ありがとうございました